



## 市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略



3月20日(月)の「春分の日」は、家庭ごみと資源化物を平常どおり収集します。収集日にあたっていている地区のかたはお忘れなく。

環境都市推進課  
☎(0888)5709

### 固定資産税の 縦覧・閲覧



縦覧・閲覧に関する問い合わせは、資産税課各担当へどうぞ。

土地担当 ☎(0888)5477  
家屋担当 ☎(0888)5479  
償却資産担当 ☎(0888)5480

■縦覧：自分の土地・家屋の評価額とほかの評価額を比べる

縦覧期間 ▶ 4月3日(月)から5月31日(水)までの平日、午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 ▶ 資産税課(市役所2階) 縦覧できるかた ▶ 納税者、納税者と同居の親族(同一世帯に限る)、納

税管理人、納税者の代理人(委任状が必要)

縦覧できるもの(内容) ▶ 土地価格等縦覧帳簿(所在・地番・地目・地積・評価額)、家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年・評価額)

持ち物 ▶ 運転免許証など本人であることを証明できるもの。法人は「法人名入りの印」を押した申請用紙または委任状

\*この制度は、自己所有の資産評価が適正かどうかを確認するためのものです。趣旨から外れる場合は、お断りする場合があります。また、縦覧帳簿の写しは交付しません。

■閲覧：課税内容を確認する

閲覧期間 ▶ 4月3日(月)から通年(平日)、午前8時30分～午後5時15分 (駅東SCは午前9時～)

閲覧場所 ▶ 資産税課(市役所2階)、西部・南部・北部・河辺・雄和の各市民SC、駅東SC。内容の説明や問い合わせは資産税課のみ

閲覧できるかた ▶

①納税義務者、納税義務者と同居の親族(同一世帯のみ)、納税管理人、納税義務者の代理人(委任状が必要)

②土地について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた

③家屋について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた

④固定資産の処分をする権利を有するかた

\*閲覧できる内容は、①～④でそれぞれ異なります。

閲覧できるもの(内容) ▶ 固定資産課税台帳(所有者・所在・地番・地目・地積・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年・評価額・課税標準額・年税額など)

\*固定資産課税台帳の写しを交付します(無料)。

持ち物 ▶ ①のかたは、運転免許証など本人であることを証明できるもの。②～④のかたは、権利を証明できるもの(賃貸借契約書など)。法人は「法人名入りの印」を押した申請用紙または委任状

平成29年度固定資産税の納税通知書は、5月8日(月)に発送予定です

**75歳さいになったかたは  
後期高齢者医療保険料の  
特別徴収が始まります**

4月の年金から初めて保険料の引き落としが始まるかたへ、3月下旬に「保険料仮徴収額決定通知書・特別徴収開始通知書」をお送り

します。通知書に記載している保険料は、平成27年中の所得から仮算定したもので、4・6・8月の年金から引き落とされる額です。平成28年中の所得から算定される平成29年度の保険料額(本算定)は7月中旬にお知らせします。

なお、すでに2月の年金から保険料が引き落とされているかたは、同額が4月に引き落とされませんが、6月・8月の引き落とし額は変更になる場合があります。

対象 ▶ 次のいずれも該当するかた  
・介護保険料が引き落とされている年金が年額18万円以上で、後

期高齢者医療と介護保険の保険料の合計額が年金額の2分の1以下のかた

・昨年6月1日から10月2日までに75歳になったかた

■75歳さいになった時期と  
特別徴収が始まる時期

75歳になった時期によって、次のとおり保険料の引き落とし開始月が異なります。

- ①昨年10月3日から12月2日までになったかた ▶ 今年6月から
- ②昨年12月3日から今年2月2日までになったかた ▶ 今年8月から
- ③今年2月3日から5月31日までになったかた ▶ 今年10月から

●問い合わせ 後期高齢医療課

☎(0888)5638



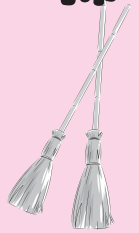
市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>

# 4月16日(日)は全市一斉清掃



各町内会が主体となり、毎年4月第3日曜日(に)全市一斉清掃を行っています。道路や公園などの環境美化活動に参加し、住みよい地域づくりにご協力ください。  
実施の有無は各町内会で決定し、時間や清掃場所などは、各町内会からお住まいのみなさんへお知らせします。

## 事前の問い合わせは

- ◆ ボランティア袋、ごみの分別、収集方法など：環境都市推進課 ☎(0888)57709
  - ◆ 不法投棄に関するお問い合わせ  
… 廃棄物対策課 ☎(0888)57713
  - ◆ 側溝清掃に関する土のう袋の配布、ふた上げ機の貸し出し  
… 道路維持課 ☎(0888)57751
  - ◆ 公園清掃に関するお問い合わせ  
… 公園課 ☎(0888)57753
  - ◆ その他一斉清掃全般に関するお問い合わせ  
… 環境総務課 ☎(0888)57705
  - ◆ 各市民サービスセンターでも問い合わせに対応します
- 4月16日当日の問い合わせは**
- … 環境都市推進課
  - 側溝清掃関係など… 道路維持課
  - 不法投棄物、その他一斉清掃全般  
… 環境総務課

## 清掃用具の事前配布など

### ボランティア袋と土のう袋の配布

配布期間▶3月21日(火)から4月14日(金)までの午前8時30分～午後5時15分(平日)  
配布場所▶市役所3階の環境総務課、東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所、外旭川・上新城・金足の各地域センター、太平・下北手の各地区コミュニティセンター、北部公民館

### 側溝ふた上げ機の貸し出し

数に限りがあります。道路維持課へ事前にご予約ください。貸し出し、返却は、寺内の旧道路維持課で行います。

## 清掃後の連絡

**ごみの収集**▶集積所にごみ袋がすべて収まらない場合、環境都市推進課へご連絡ください。なお、放置自転車は最寄りの交番か警察署までご連絡ください

**側溝清掃**▶収集業務は当日から実施します。場所と個数を道路維持課へご連絡を

**公園清掃**▶集積所から離して公園内へまとめて置いてください。翌日以降、場所と個数を公園課へご連絡ください

■収集は、いずれも2週間程かかります



## 冊子「秋田市暮らしに役立つサービス」を作成

介護保険制度以外のサービスやさまざまな支援(民間事業者、社会福祉協議会、各種団体などが提供するサービス)に関する情報を集めた冊子「秋田市暮らしに役立つサービス」を作成しました。

高齢のかただけでなく、離れて暮らしているお子さん、障がいのあるかた、子育て中のかたなどにもご利用いただけます。

### こんなときに便利♪

「お弁当の配達をお願いしたい」  
「外出時の付き添いをお願いしたい」  
「宅配サービスをしてもらえるスパーを探したい」  
「空き家の管理をお願いしたい」 など

### 冊子の配布場所

- ▼長寿福祉課(市役所2階。同課ホームページでもご覧いただけます)
- ▼各市民SC
- ▼駅東SC
- ▼各地区コミュニティセンター
- ▼各地域包括支援センター など

### 問い合わせ

長寿福祉課 ☎(0888)56666

## 国民年金「学生納付特例制度」をご利用ください

国民年金には、在学期間の保険料を社会人になってから納付できる「学生納付特例制度」があります。申請が承認されると、承認期間は年金受給資格期間に算入されます。

**対象**▶大学、短大、専修学校などの在学生で、前年の所得が118万円(扶養家族がいる場合は1人につき38万円加算)以下のかた、または失業などの理由があるかた

**持ち物**▶年金手帳、学生証または平成29年4月1日以降に取得した在学証明書、印鑑、雇用保険受給資格者証など(会社などを退職して学生になられたかたのみ)

**申請期間**▶当該月により異なります

- ①平成27年4月～平成28年3月分は4月28日(金)まで
- ②平成28年4月～平成29年3月分は平成30年4月27日(金)まで
- ③平成29年4月～平成30年3月分は4月3日(月)から平成31年4月30日(火)まで

**申請場所(平日)**▶国保年金課(市役所1階、西部・南部・北部・河辺・雄和の各市民SC、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所)

### 問い合わせ

国保年金課 ☎(0888)56666